

資料3-25 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

(令和6年3月31日現在)

業種 特定事業場数	畜産農業	食品品製造業	繊維工業	木材・木製品製造業	紙加工品製造業 パルプ・紙・	化学工業	石油精製業	ゴム製品製造業	窯業	砕石・砂利採取業	鉄鋼業	金属機械製造業・ 金属等表面処理業
50m <sup>3</sup> /日 以上	6	61 (4)	5		3	17 (6)	1	7 (1)	11 (3)	1	1	53 (40)
50m <sup>3</sup> /日 未満	324	879	33	31		27 (9)		7	158 (9)	69	13	170 (41)
計	330	940 (4)	38	31	3	44 (15)	1	14 (1)	169 (12)	70	14	223 (81)

業種 特定事業場数	水道浄化施設	旅館業	飲食店業	洗濯業	新聞・印刷業・写真 現像業	病院	自動式車両洗浄施設	試験研究機関	ごみ焼却場	下水道処理施設・ 尿処理施設	その他	計
50m <sup>3</sup> /日 以上	7 (2)	86	37	9		9		9 (7)		435 (2)	9 (2)	767 (67)
50m <sup>3</sup> /日 未満	7	2,561	127	439 (7)	242 (13)	4	860	72 (38)	13 (1)	552 (2)	29 (9)	6,617 (129)
計	14 (2)	2,647	164	448 (7)	242 (13)	13	860	81 (45)	13 (1)	987 (4)	38 (11)	7,384 (196)

注1 ( ) は内数で有害事業場分

注2 四日市市内事業場数を除く